

## 矢吹町オープンデータ公開・運用基準

### (目的)

第1条 本基準は、「矢吹町オープンデータ推進に関する基本方針」第5条に基づき、本町の情報をオープンデータとして公開するにあたって、適切な運用を行うため、オープンデータの公開・運用に関する基準を定めるものである。

### (オープンデータとしての公開方法)

第2条 町が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、矢吹町公式ホームページを介して公開し、その際はクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示により、二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として「CC BY」を選択するものとし、CC BY以外のライセンスを適用する場合は、その理由を明示する。なおデータの公開は、原則としてそのデータの所管課が行うものとする。

### ※クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは

インターネット時代のための新しい著作権ルールで、作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするための方式。これを利用することで、作者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、受け手はライセンス条件の範囲内で再配布や編集などを行うことができる。

### ※CC BYとは

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスのうち、最も自由度の高いライセンスを指す。原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）を表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される。

### (オープンデータの蓄積方法)

第3条 本町ホームページ上への蓄積を基本とするが、本町が提供する以外のサービスの活用も検討していくこととする。

### (オープンデータとして扱う情報)

第4条 本町が保有し、かつ情報公開が可能なデータから速やかにオープンデ

ータ化を進めるものとする。

2 公開対象としないデータは、次のとおりとする。

- (1) 個人情報・機密情報が含まれるデータ
- (2) 第三者の権利が含まれるデータ
- (3) 法令及び条例等により二次利用の制約があるデータ
- (4) その他、具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないデータ

(権利の取り扱い)

第5条 権利帰属者が複数にわたる場合は、権利帰属者との事前協議により、掲載の可否、範囲及び利用条件について決定するものとする。

2 データの作成・収集等を外部業者等に委託する際は、本町がオープンデータとして公開できるよう、受託者が著作権人格権を行使しないような契約を結ぶ。

(オープンデータの運用)

第6条 可能な限りデータの最新性を保つように努めることとするが、最新性を担保できないものについてはその旨を明示したうえでオープンデータ化する。

2 町民等から、オープンデータとして公開を求める要望や意見が寄せられた場合は、対象データの所管課が連携し、データ公開に努めるものとする。

3 各課等においては、積極的にオープンデータの活用並びに拡充を図ることにより、業務改善や課題解決に努めるものとする。

## 附 則

本基準は、決裁の日から施行する。